

教学指第1535号  
教特第870号  
教安第1332号  
教体第873号  
令和3年3月5日

各県立学校長 様

教 育 長

「緊急事態宣言」の延長に伴う県立学校の対応について（通知）

「緊急事態宣言」期間中の県立学校の対応については、「新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について（通知）」（令和3年1月6日付け教学指第1198号他）（以下「通知」という。）等により示してきたところです。

この度、令和3年1月7日に政府が決定した「緊急事態宣言」が、対象となる都県について、再び延長されました。首都圏においては、未だ感染の収束が見えてきたとは言えず、特に本県は依然として厳しい状況にあり、その対応も気を緩めることはできない状態です。

このことを受け、県教育委員会としては、「緊急事態宣言」延長後においても、「新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン（令和2年12月11日版）」及び通知に示した対応を継続し、引き続き感染防止対策の徹底を図ることとしますので、貴校におかれても、継続的な感染防止対策に万全を期すようお願いいたします。

（本件連絡先）

【学習指導に関すること】

教育庁教育振興部学習指導課 TEL：043（223）4057

【障害のある幼児児童生徒に関すること】

教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL：043（223）4045

【保健管理に関すること】

教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL：043（223）4092

【体育の授業・部活動に関すること】

教育庁教育振興部体育課 TEL：043（223）4108